

D 充填剤

No	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-I	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
6	パーライト	●Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下 ●品質は食品添加物公定書に従う	○	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-
7	ガラス		○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	木粉		○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	セルロース		○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
07-	色材																
1	チタンイエロー	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	コバルトブルー	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	群青	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	マイカ	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D8-	金属																
1	アルミニウム	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	錫		○	○	-	-	-	-	○	5.0	5.0	-	-	○	-	-	○
5	銅	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下 ▼最大移行量 銅として10mg/kg食品以下	▼	▼	▼	▼	▼	-	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
7	真ちゆう又は黄銅	Pb0.01%以下、Cd0.01%以下、As0.005以下、Hg0.005以下 ▼最大移行量 銅として10mg/kg食品以下	▼	▼	▼	▼	▼	-	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
8	ステンレス	SUS304(但しフレック)	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-
9	ニッケル	▲非酸溶性食品に限る	-	-	-	-	-	-	-	▲5.0	▲5.0	-	-	-	-	-	-
D9-	酸化物																
1	酸化亜鉛	▲100°C以下での使用に限る。	10	10	10	10	10	-	10	1.0	1.0	10	10	10	1.0	10	1.5
D10-	その他	▲100°C以下での使用に限る。															
1	炭素繊維	結合剤として、アルコキシシラン、官能基とえばビニル基、メタクリル基、アミノ基、又はグリシジル基をもつものを使用できる。充填剤に対し0.5%または充填剤入りプラスチックに対し0.3%以下	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○
D10-2	PMW-9WA 合成フッ素金雲母	▲100°C以下での使用に限る。	▲3.0	▲3.0	-	-	-	-	▲3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
DZ-	商品名表示物質																
1	サンリオオン	▲100°C以下に限る。	▲40	▲40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	イタヤゼオライト(Z)		-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	テイスモD		-	-	30	-	-	-	-	-	30	-	-	-	-	-	-
4	アルボライト アルボレックス	▲100°C以下に限る。	-	30	-	-	-	-	▲3.0	▲3.0	-	-	-	-	-	-	-
5	セリガードS(CerigardS)		3.0	3.0	-	-	-	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
13	リン酸ジルコニウム IXE-10. NS-10		10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①PL物質名の範囲が限定されるもの。2品質範囲は各種共通。●個別に品質規格のあるもの。○の使用可。▲の使用不可。4-使用不可。5-▲使用制限。6-無印。数字、添加量%以下。7-△残存量以下。8-▼移行量mg/kg以下。9-▼移行量ppm以下。10-※その他。

E 発泡剤および発泡助剤

No.	分解剤	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
E1-	1	アゾジカーボナーボミアミド		5.0	2.0	-	-	2.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	-	-
	2	4,4'-オキシビス(ベンゼンスルホニルヒドラジッド)	▲シールングガスケット用に限る。	▲0.5	▲0.5	-	-	-	-	▲0.5	▲0.5	▲0.5	-	▲0.5	-	▲0.5	-	-
E2-	1	酸および塩基	酸および塩基の合計添加量 品質は食品添加物公定書に従うこと。	10	10	-	10	10	-	10	10	10	-	-	-	-	-	-
	4	炭酸水素ナトリウム	品質は食品添加物公定書に従うこと。	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-
	6	フマル酸		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	こはく酸		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	りんご酸		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E3-		炭化水素		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		C7以下の脂肪族炭化水素	◎(PET, PC)n-ブタン, イソブタンに限る ◎(HBP)プロパン, ブタン, イソブタンに限る。 ◎(PE, PP, BDR, PPE) C3~C7の飽和脂肪族炭化水素に限る。 *E3-2との合計残存量	◎	◎	-	-	◎	-	*△10	*△10	*△10	◎	-	-	*△1.0	-	-
	2	シクロアルカン	沸点0~100℃ *E3-1との合計添加量	○	○	-	-	○	-	*△10	*△10	*△10	○	○	-	*△1.0	-	-
E4-		弗化炭化水素		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	トリクロロモノフルオロメタン	品質はJIS-K-1520に従う。 *E4-2との合計添加量	-	-	-	-	-	-	*8.0	*8.0	*8.0	-	-	-	▼ 1ppm	-	-
	2	ジクロロジフルオロメタン	品質はJIS-K-1517に従う。 *E4-1との合計添加量	○	○	-	-	-	-	*8.0	*8.0	*8.0	○	-	-	○	-	-
E5-		その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	ヘキサブROMシクロドデカン	*最終製品1,000ml中の残存量	-	-	-	-	-	-	* △1.0g	* △1.0g	* △1.0g	* △1.0g	-	-	* △1.0g	-	-

1)◎PL物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)○使用可、制限なし。4-使用不可。5)▲用途制限。6)無印・数字・添加量以下。7)△残存量以下。8)▼移行量mg/kg以下。9)▽溶出量ppm以下。10)その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
F1-	ポリオレフィン																
1	ポリエチレン	ポリエチレンのポジティブリストに使うもの	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○
8	酸化ポリエチレン	ポリエチレンを空酸化したもの、平均分子量1,200以上、酸素量5%以下、酸価9~19、密度0.85~1.0(g/ml)、ヘキサン可溶分1.0~53.0wt%、キシレン可溶分75.0wt%以下を満たすもの。(試験法はFDA § 177.1620による)	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-
9	塩素化ポリエチレン	ヘキサン可溶分7.0wt%、キシレン可溶分11.3wt%以下、全塩素量60wt%以下のもの。非脂肪性食品用に限る。(試験法はFDA § 177.1610による)	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
10	ポリプロピレン	ポリプロピレンのポジティブリストに従うもの。	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○
11	無水マレイン酸変性ポリプロピレン	原料のポリプロピレンはポリプロピレンのポジティブリストに従うもの。結合した無水マレイン酸は7%以下で固有粘度(0.1%テカピドロナフタレン溶液、135°C)0.25以上のも。	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
12	ポリブテン-1	ポリブテン-1のポジティブリストに従うもの。	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○
14	ポリブタン	品質は食品添加物公定書に従う。	6.0	15	9.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	ブタジエン樹脂	ブタジエン樹脂のポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-
16	ポリメチルペンテン	ポリメチルペンテンのポジティブリストに従うもの。	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
17	塩素化ポリプロピレン	塩素含有56%以下、70°C以下で使用のこと。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	塩素化ポリブタジエン																
	塩素化ポリブテン																
	水素化ポリブテン	臭素価3以下、粘度39セイポルト以上(99°C)非脂肪性食品に限定															

1) PL物質名の範囲が限定されるもの。2) 品質制限は各樹脂共通。● 個別に品質規格のあるもの。3) 使用可。制限なし。4-使用不可。5) 用途制限。6) 無印: 数字、添加量%以下。7) Δ: 残存量%以下。8) ▼: 移行量mg/kg以下。9) ▽: 溶出量ppm以下。10) *: その他。

F ポリマー添加剤

F2-	No	物質名		制限														
		スチレン系ポリマー	ポリマー	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
1		ポリスチレン	ポリスチレンのポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
2		ポリスチレンコポリマー	ポリスチレンのポジティブリストに従うもの。但し、ブタジエンないしイソプレンとのコポリマーの場合、スチレン含有量は限定しない。 ▲スチレンジビニルベンゼン架橋コポリマーのスチレンが50%以下の場合、繰り返し使用の器具に限る。 *酢酸エチルによる抽出量1.0wt%以下	○	○▲*	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○▲*
2		ABS樹脂	ABS樹脂のポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○
3		AS樹脂	AS樹脂のポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-
6		ブタジエンスチレンプロック共重合体水素添加物	品質はFDA177.1810に従うもの *PE, PP, PS, ABS, PPE, PC 油性食品には添加量 ▲PEI, PPC 使用制限もFDAに従うこと	*15	*15	-	-	-	-	*15	-	*15	-	-	-	-	-	-
F3-		アクリル系及びメタクリル系ポリマー																
2		ポリメタクリレート	メタクリル樹脂のポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○

1)PE物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印 数字:添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽抽出量ppm以下。10*その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BBR	E/ID	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA		
		<p>アクリル酸やメタクリル酸と酸和一価第一アルコール(C1~C18)とのエステルと次のモノマーの一つ又はそれ以上のコポリマー-アクリル酸及びメタクリル酸アクリルアミド及びメタクリルアミド、アクリロニリル、ブタジエン、スチレン及びα-メチルスチレン、塩化ビニリデン◎</p> <p>(PB1)アクリル酸エステルおよびメタクリル酸エステルの共重合体。品質はFDA177.1010に従うもの。◎(PE)ジメチルアミノエチルメタクリレートを含む。</p> <p>▼アクリル酸メチル-エチル-ブチルの移行量2mg/kg食品、あるいは2mg/6dm²以下。◎(PET)アクリル酸またはメタクリル酸のエステルの重合により得られるホモポリマー。およびアクリル酸またはメタクリル酸のエステルと下記のモノマーの一種もしくは二種以上の共重合により得られるコポリマー。ならびにこれらアクリル酸またはメタクリル酸のホモポリマーまたはコポリマーと下記のモノマーからのホモポリマーまたはコポリマーとの混合物。モノマーとして用いることができるものは以下の通り。</p> <p>アクリルアミド、アクリロニリル、アクリル酸と脂肪族酸和一個アルコール(C1~C18)とのエステル、ブタジエン、メタクリルアミド、メタクリロニリル、メタクリル酸と脂肪族酸和一個アルコール(C1~C18)とのエステル、α-メチルスチレン、スチレン、塩化ビニリデン、アクリル酸および/またはメタクリル酸誘導体から派生する構成単位を50%以上含むこと。◎(PC,PET,PBT)ブタジエンとアクリル酸エステル及びメタクリル酸エステルの共重合体、ブタジエンを50%以上含むもの(化審法No6-806)</p> <p>◎(PA)メタクリル酸メチルとトリメチロールプロパントリメタクリレートとのコポリマーに限る。◎(PP,PA)メタクリル酸メチル、メチル、エチレングリコールビスメタクリレート共重合体に限る。◎(PC,POM)n-ブチルアクリレート、エチルアクリレート、メチルアクリレート、ヒドロキシエチルアクリレート共重合体◎(PC)アクリロニリル、アクリル酸アルキル、スチレン共重合体</p>																	
3	アクリレート及びメタクリレートのコポリマー		◎○	◎	-	-	◎	-	○	-	○	-	▼	○	○	○		◎◎	
F4-																			
1	塩化ビニルホモポリマー	塩ビ食品衛生協議会のポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○		-	
2	塩化ビニルコポリマー	塩ビ食品衛生協議会のポジティブリストに従うもの。	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	○		-	
3	塩素化ポリ塩化ビニル	塩ビ食品衛生協議会のポジティブリストに従うもの。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-	

1◎PL物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。◎個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印-数字-移行量mg/kg以下。7△移行量mg/kg以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BOR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
6	ポリビニルアルコール	ポリビニルアルコールのポジテイブリストに従うもの。 *4wt%水溶液の20°Cにおける粘度が20cp以上のもの	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-
F5-	エラストマー																
1	ポリイソブチレン	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。 ▲(PVC) シーリングガスケット用は使用量1%以下	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-
2	ブチルゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-
3	塩素化ブチルゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
4	ポリブタジエン	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。(PET)ブタジエンが最終製品中に1mg/kgまたは、溶出量0.02mg/kg以下	○	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-
5	スチレンブタジエンゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-
6	アクリロニトリルブタジエンゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-
7	ポリイソブレン	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
8	クロロブレンゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
9	シリコンエラストマー	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
10	ポリウレタン	●最終製品より遊離イソシアネートおよびエチレングリコールが移行しないこと。 ◎1,6-ヘキサメチレンジイソシアネートと1,4-ブタンジオールとのポリウレタン	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	天然ゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ポリエステルエラストマー	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
13	ポリイソブテン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

1)P物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)○使用可、制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印 数字、添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量以下。9▽溶出量以下。10*その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名 その他のポリマー	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
F6-1	ナイロン	ナイロンのポジティブリストに従うもの。*A3-3, F6-10との合計添加量	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○
F6-1-1	テフタル酸トリメチルヘキサメチレンジアミン縮合物	ナイロンのポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○
F6-1-2	ポリテトラメチレンジアミン縮合物	ナイロンのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
F6-1-3	ナイロン12	ナイロンのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
F6-2-1	ポリエチレンテレフタレート	ポリエチレンテレフタレートのポジティブリストに従うもの。	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
F6-2-2	ポリブチレンテレフタレート	ポリブチレンテレフタレートのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-
F6-2-3	ポリアリレート	ポリアリレートのポジティブリストに従うもの。 ●(PEI)及びFDA177.1555に従うもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	ポリ塩化ビニリデン	塩化ビニリデン衛生協会のポジティブリストに従うもの。	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
4	ふつ素樹脂	ふつ素樹脂のポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
7	ポリカーボネート	ポリカーボネートのポジティブリストに従うもの。	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-
8	ポリアセタール	ポリアセタールのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
9	ポリアリアルサルホン	ポリアリアルサルホンのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
10	メラミン樹脂	合成樹脂工業協会のメラミン樹脂のポジティブリストに従うもの。 *A3-3, F6-1-1との合計添加量	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
11	フェノール樹脂	合成樹脂工業協会のフェノール樹脂のポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
12	エポキシ樹脂	FDA175.300(0)(3)(viii)(a)に従うもの。	1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	石油炭化水素樹脂	シクロペンタジエン型のみ	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
15	水素化石油炭化水素樹脂	*油性食品用への添加量	20*10	20*10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	ポリフェニレンエーテル	ポリフェニレンエーテルのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-
18	テルペン樹脂	α-ピネン, β-ピネン又はジベンテンからなるポリマー。酸価5以下、酸価5以下	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	フッ化ビニリデンヘキサフルオロプロピレン共重合体	ゴム製食品用器具及び容器包装に用いるポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	ペンゾクアナミン樹脂	最終製品が昭和34年厚生省告示第370号(厚告20号昭57号を含む)のホルマリン規制に合格すること。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	ポリメタクリルスタレン	ポリメタクリルスタレンのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-
27	ポリフェニレンサルファイド	FDA 177.2490に従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①PL物質名の範囲が限定されるもの。②品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。③使用可能。制限なし。④-使用不可。⑤A用途制限。⑥無印。⑦数字。⑧添加量以下。⑨Δ残存量以下。⑩Δ残存量以下。⑪Δ残存量以下。⑫Δ残存量以下。⑬Δ残存量以下。⑭Δ残存量以下。⑮Δ残存量以下。⑯Δ残存量以下。⑰Δ残存量以下。⑱Δ残存量以下。⑲Δ残存量以下。⑳Δ残存量以下。㉑Δ残存量以下。㉒Δ残存量以下。㉓Δ残存量以下。㉔Δ残存量以下。㉕Δ残存量以下。㉖Δ残存量以下。㉗Δ残存量以下。㉘Δ残存量以下。㉙Δ残存量以下。㉚Δ残存量以下。㉛Δ残存量以下。㉜Δ残存量以下。㉝Δ残存量以下。㉞Δ残存量以下。㉟Δ残存量以下。㊱Δ残存量以下。㊲Δ残存量以下。㊳Δ残存量以下。㊴Δ残存量以下。㊵Δ残存量以下。㊶Δ残存量以下。㊷Δ残存量以下。㊸Δ残存量以下。㊹Δ残存量以下。㊺Δ残存量以下。㊻Δ残存量以下。㊼Δ残存量以下。㊽Δ残存量以下。㊾Δ残存量以下。㊿Δ残存量以下。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PE-I	BDP	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
28	水素化テルペン樹脂	軟化点118°C~138°C. 沃素価20以下	30	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	ポリメチルシルセスキオキササン	西独B6VV-XV-11の規定に従うもの。	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-
30	水添ポリシクロペンタンジエン樹脂	鉱油を蒸留して得られる80~180°Cの溜分を原料とする混合物。(主にシクロペンタンジエンとそのダイマーを含む)の重合により得られたものを、重合に引き続いて水添したもの。得られた樹脂は次の規格を満たすこと。140°Cの粘度2000cp以上。軟化点95°C以上。臭素価2以下。灰分0.1%以下。10%トルエン溶液の色22セイボルト以下。	○	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル	ヒドロキシ安息香酸ポリエステルのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート	ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレートのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	ポリエチレンナフタレート	ポリエチレンナフタレートのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	ポリエーテルイミド	ポリエーテルイミドのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	α-メチルスチレンビニルトルエンのコポリマーを水素添加した樹脂	FDA 178.3610に従うもの。 ▲厚さ0.002インチ以下	▲	▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	エチレンブチルアクリレート-酸化炭素共重合体		-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
37	ポリエステルカーボネート	ポリエステルカーボネートのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	ポリ-ε-カプロラクトン	分子量10000以上。樹脂に対し生分解性を付与しないこと	-	-	-	-	-	-	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-
39	分岐ポリカーボネート	分岐剤はトリス(パラヒドロキシフェニル)エタンに限る。分岐剤の添加量2.0%以下。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	フッ化ビニレン・テトラフルオロエチレンヘキサフルオロプロピレン共重合体	ゴム製食品用器具及び容器包装に關するポジティブリストに従うもの。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	無水マレイン酸変性ポリフェニレンエーテル	酸付加量2.5mol%以上	-	-	-	-	-	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-	-
42	テレフタル酸ジメチル1,4-ブタンジオール, α-ヒドロキシ-ε-ヒドロキシポリ(オキシテトラメチレン)の重合体	ゴム製食品用器具及び容器包装に關するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	エチレン/1,3-フェニレンイソフタレート/テレフタレートコポリマー	▲使用温度100°C以下。脂防性食品用には70°C以下。FDA § 177.1345の(a), (b), (c), (d)項に合致すること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1) ①PL物質名の範囲が限定されるもの。2) 品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3) 〇使用可。制限なし。4-使用不可。5 ▲用途制限。6 無印。数字。添加量%以下。7 △残存量%以下。8 ▼移行量mg/kg以下。9 ▽吐出量ppm以下。10+その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
44	メラミン、ホルムアルデヒド、アルキルモノアルコール(C1~C5)縮合物		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	ポリエステル樹脂	FDA § 175.300 (vii) に適合するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エチレン/酢酸ビニル共重合体のケン化物																
	塩化ビニル/酢酸ビニル共重合体とその他のケン化物																
	ポリ酢酸ビニル																
	ポリオキシエチレングリコールのアジピン酸エステル																
	塩素化パラフィン																
	塩化ゴム																
	4-アッ化エチレン樹脂																
	ポリビニルピロリドン																
	塩化ビニル・ポリオキシアルキル化ビスフェノールAジアクリレートグラフト共重合体																
	N-メチル-N-ビス(2-メチレンプロピオニル)アミン・メチルメタクリレート共重合体	窒素含有量：4.0~8.0% 分子量(重量平均)：50,000~200,000 二次転移温度(Tg)：125~160°C															
	ポリプロアミドとテレフタル酸/1,4-ブタンジオール/アジピン酸縮合物のプロックコポリマー																
	天然物およびその誘導体																
	メチルセルロース																
	エチルセルロース																
	セルロースアセテート																
	セルロースアセテートブチレート																
	カルボキシメチルセルロース																
	ナトリウムカルボキシメチルセルロース																
	ヒドロキシエチルセルロース																
	ヒドロキシプロピルセルロース																
	ヒドロキシプロピルメチルセルロース																
	エチルヒドロキシエチルセルロース																
	ニトロセルロース																
	澱粉																
	セラチン																
	チキストリン																
	カゼイン																
	アルギン酸のナトリウムおよびカリウム塩																
	アラビアゴム																
	パラフィン																
FZ-	商品名表示物質																
1	エバール® (Eva1)		○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

①凡例物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印・数字・添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

F ポリマー添加剤

No	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
2	SM (略号NYMXD-6)	▲200 μ 以下のフィルムに限る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲20
3	ヘルフレン (Pelprene)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	ヘルフレン81A		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	三井PE18010	▲使用温度70°C以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	ハイロン	▲100°C以下で使用のこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	NOVAREXU-110	▲100°C以下で使用のこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	ソアレジンACA	▲油性食品には使用できない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	セプトン4055	▲油性食品には使用できない	▲45	▲45	-	-	-	-	▲45	-	-	-	-	-	-	-	-
10	セプトン2043	▲油性食品には使用できない	▲45	▲45	-	-	-	-	▲45	-	-	-	-	-	-	-	-
11	セプトン2104	▲PE 脂肪性食品用には使用できない。 ◎PP 非脂肪性食品用添加剤。 *脂肪性食品用100°C以下での添加量。 **100°Cを超えときの添加量。 ◎PS 非脂肪性食品用添加剤。 *脂肪性食品用70°C以下での添加量。 **100°C以下での添加量。 ***SPSには添加量15%以下。	▲45	◎45 *5.0 **3.0	-	-	-	-	◎45 *3.0 **1.0 ***15	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ダイナロン1320P	▲油性食品には使用できない	▲	○	-	-	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-
13	デンカIP (DENKA IP) MS-N		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	ダイナロン1910P	▲油性食品には使用できない	▲	▲	-	-	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-
15	セプトン8006	▲油性食品に限る	-	-	-	-	-	-	▲20	-	-	-	-	-	-	-	-
16	ハイブラー7125		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	ダイナロン4600P		*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	アルコンP-115 アルコンP-25 アルコンP-140	PE *脂肪性食品用の厚さ38 μ以下の場合の添加量 **厚さ43 μ以下の場合の添加量 PP *脂肪性食品用の厚さ50 μ以下の場合の添加量 **厚さ40 μ以下の場合の添加量	25 *25 **20	25 *20 **25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	RB8550	▲70°C以下での使用に限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	KRATON G1651	▲脂肪性食品用に限る	-	-	-	-	-	-	▲20	-	-	-	-	-	-	-	-
22	セプトン2002	▲非脂肪性食品用に限る	▲	▲	-	-	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-

G その他(1)

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TP	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
61-	水酸化物																
1	水酸化ナトリウム	*ポリマー中で中和されていること	*	*	-	-	-	-	-	*	*	-	*	-	-	*	-
2	水酸化カリウム	*ポリマー中で中和されていること	*	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	-	*	-
62-	酸塩																
1	炭酸ナトリウム	*ポリマー中で中和されていること	*	*	-	-	-	-	*	-	*	-	*	*	*	*	-
2	炭酸カリウム		○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-
63-	塩化物																
5	塩化カルシウム		○	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	-
64-	硫酸塩																
1	硫酸ナトリウム	△PS, G3-5, G4-1, G4-2, G5-1との合計残存量	○	○	-	-	-	-	△0.2	○	○	-	-	-	-	-	-
2	硫酸マグネシウム	品質は食品添加物公定書に従うこと	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	硫酸カリウム	品質は食品添加物公定書に従うこと	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	硫酸マンガン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	硫酸第一鉄		○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○
8	傑明ばん		○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	硫酸銅 (0~5水塩)	シーリングガスケット用に限 定。油性食品は除く。液状ミルク(母乳代替品)は除く。使用量はCu換算0.17%以下(硫酸第二銅)水準として0.5%以下。品質は食品添加物公定書に従う															
65-	りん酸塩																
1	りん酸ナトリウム		○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
4	りん酸カルシウム		○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
6	ピロリン酸ナトリウム		○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
8	トリポリリン酸アルミニウム		○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
9	オルトリリン酸亜鉛	食品への移行量、亜鉛として50ppm以下	*50	*50	-	-	-	-	*50	-	-	-	-	*	-	-	-
10	りん酸アルミニウム		○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
11	トリポリリン酸ナトリウム		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①PE物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印:数字・添加量%以下。7△残存量%以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10+その他。

G その他(1)

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/ID	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
66-	その他	制限															
1	酢酸ナトリウム		-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-
4	安息香酸		-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
5	安息香酸ナトリウム		○	▲2.0	-	-	-	○	0.1	0.1	0.1	-	○	-	0.1	-	-
9	ポリエチレインミン	▲ブライマコーコートとして 0.005mg/cm ³ をこえない量で使用	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	エチレンジアミンテトラ酢酸ナトリウム	▼食品中へ移行しないこと	-	-	-	-	-	-	0.05	-	-	-	▼	-	0.05	0.05	-
11	テルピノレン	●品質は食品添加物公定書に従うこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	0.05	-
14	酢酸カリウム		-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-
15	酢酸マグネシウム		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	ジラウリン酸ジ-n-オクチルスズ	▲エチレンビニルトリメトキシシラン共重合物に対し添加量	▲0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	くえん酸ナトリウム		○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-
31	次亜リン酸ナトリウム		1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	テルピネオール		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	パラトルエンスルホン酸アミド・ホルムアルデヒド重縮合物	品質は食品添加物公定書に従うこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
34	ホウ酸	ホウ素として▽1/5mg/dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
35	無水マレイン酸	※FZ-2 SMに対し使用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	ジベンジリデンソルビトール		-	0.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	ポリビニルシクロヘキサン		-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	ビス(4-メチルベンジリデン)ソルビトール		-	0.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	安息香酸リチウム		-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	茶乾留物		○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○
41	ヒドロキシジージ-(p-tert-ブチル安息香酸)アルミニウム		-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	乳酸	品質は食品添加物公定書に従う ▲塗布用に限る	-	-	-	-	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-

1)①L物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印/数字/添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10※その他。

G その他(1)

No.	商品名	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/ID	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
1	EC-1			0.7	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	-
2	ShenNucleatingAgent又はAl-PTBBA(Shell)		Al含有量6.2~6.6%	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	ピロリンM		▲重合中の液中に使用	-	-	-	-	-	-	△0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
9	アデカスタブNA-10			-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	NC-4			-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ゲルオールMD			0.8	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ゲルオールMD-R		L-グルタミン酸ナトリウムの添加量10%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ゲルオールMD-H			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	タイク		▲100℃以下で使用のこと	▲1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	EC-4		▲100℃以下で使用のこと	▲0.5	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アデカスタブNA-11, NA-aalUF, NA-11UY			0.3	0.5	-	-	-	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
2	モディパーF-400		△残存モノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	NR-B		▲厚さ30μm以下に限る	▲3.0	▲3.0	-	-	-	-	0.05▽ 2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
4	ゲルオールDH			0.35	0.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	ピロリンA			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	EC-2			-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	UNILEX-AL			-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	アデカスタブNA-20			0.25	0.25	-	-	-	-	▲1.2	-	-	-	-	-	-	-	-
9	ピス(4-メチルベンジリデン)ソルビトール			0.3	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	EC-10			-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	ハイドランHW-345		トリレンジイソシアネートの含量:1mg/kg以下。 トリエチルアミンの溶出量:0.05mg/kg以下。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	AGN-131			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.17
13	モディパーF3400		▲100℃以下での使用に限る *固形分として添加量	-	-	-	-	-	-	▲ *0.033	-	-	-	-	-	-	-	-
14	パインクリスタルKM-1600			-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	エージェスターNU-100			-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1)①PL物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)O使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印:数字:添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10+その他。

H その他(2)

No.	物質名	制限 過酸化物の分解生成物の合計残存量	PE Δ0.2	PP Δ0.2	PMP	PB-1	BDR	E/ID Δ0.2	PS Δ0.2	AS Δ0.2	ABS Δ0.2	PPE	PAN	FR	MS Δ0.2	PMMA Δ0.2	PA
H1-	ジアルキルパーオキシライド																
1	ジ-tert-ブチルパーオキシライド		0.1	0.1	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-
2	ジクミルパーオキシライド		○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-
3	1,3-ビス(t-ブチルパーオキシイソプロピル)ベンゼン		○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-
4	2,5-ジメチル-2,5-ジ(t-ブチルパーオキシ)ヘキサン		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2,5-ジメチル-2,5-ジ(t-ブチルパーオキシ)ヘキサン-3		○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	t-ブチルメチルパーオキシライド		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
7	3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキシソナン		-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H2-	ジアシルパーオキシライド																
1	ジプロピオニルパーオキシライド		○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
4	ペンソイルパーオキシライド		○	0.03	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-
5	ジアセチルパーオキシライド		-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-
H3-	パーオキシエステル																
1	t-ブチルパーオキシセテート	*分解生成物の残渣	*0.01	-	-	-	-	-	*0.03	*0.03	*0.03	-	-	-	*0.03	-	-
2	t-ブチルパーオキシプロピオネート		○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-
3	t-ブチルパーオキシブチレート		○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-
4	t-ブチルパーオキシイソブチレート		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
5	t-ブチルパーオキシバレート	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm以下	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-
6	t-ブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート		○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-
7	t-ブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm以下	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-
8	t-ブチルパーオキシジエチルアセテート		○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-
9	t-ブチルパーオキシベンゾエート		○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-
H4-	パーオキシカーボネート																
1	ジイソプロピルパーオキシジカーボネート		○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-
2	ジ-S-ブチルパーオキシジカーボネート		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	ジ-2-エチルヘキシルパーオキシジカーボネート		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	ビス(4-t-ブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート		○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
6	t-ブチルパーオキシイソプロピルカーボネート		○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-
H5-	ヒドロパーオキシライド																
1	t-ブチルヒドロパーオキシライド		○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-
2	クメンヒドロパーオキシライド	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm以下	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-
3	p-メントナンヒドロパーオキシライド	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm以下	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-

①PL物質名の範囲が限定されるもの、2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの、3○使用可、制限なし、4-使用不可、5▲用途制限、6黒印、数字、添加量以下、7△残存量以下、8▼移行量mg/kg以下、9▽溶出量ppm以下、10-その他。

H その他(2)

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/ID	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
4	ビネンヒドロパルオキシサイト		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
5	p-(α-ヒドロパルオキシ)ソプロピルケメン	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	▼	-	-	-	-
6	1,3-ビス(α-ヒドロパルオキシ)ソプロピルベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
7	1,4-ビス(α-ヒドロパルオキシ)ソプロピルベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
H6-	パーオキシケタール																
1	1,1-ジ(tert-ブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	▼	-	○	-	-
2	2,2-ジ(tert-ブチルパーオキシ)ブタン	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	▼	-	○	-	-
3	1,1-ジ(tert-ブチルパーオキシ)		-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	▼	-	○	-	-
4	2,2-ジ(tert-ブチルパーオキシ)ヘキササン	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-
H8-	その他																
4	ナトリウムホルムアルデヒドスルホキシレート		-	-	-	-	-	-	-	-	△0.2	-	-	-	-	-	-

1◎は物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各規格共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印・数字・添加量%以下。7△残存量%以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

可塑剤

No.	物質名 フタル酸エステル	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
	フタル酸ジエチル	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない ◎(PVC) 生肉包装用には使用できない															
	フタル酸ジ-n-ブチル	次の食品にのみ使用可 (1) 非酸性水性食品：塩または糖またはその両方を含有できる (pH5.0以上) (2) 水中油滴型エマルジョン：高濃度または低濃度の脂肪を含有するもの (3) 飲料品：アルコールを含まぬもの (4) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品															
	フタル酸ジヘキシル	次の食品にのみ使用可 (1) 水性食品 (2) 高含水性食品 (3) 乳製品およびその変性品 (4) アルコール性食品 (5) 脂肪性食品、ただし使用量25%以下 (6) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品															
	フタル酸ジヘキシル	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない															
	フタル酸n-オクタチル (C8, C10の脂肪族アルコールから作られたもの)	①(1) 水性食品 ②(2) 高含水性食品 ③(3) 乳製品およびその変性品 ④(4) アルコール性食品 ⑤(5) 脂肪性食品、ただし使用量25%以下 ⑥(6) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品															
	フタル酸n-オクタチル (C8, C10の脂肪族アルコールから作られたもの)	①(1) 水性食品 ②(2) 高含水性食品 ③(3) 乳製品およびその変性品 ④(4) アルコール性食品 ⑤(5) 脂肪性食品、ただし使用量25%以下 ⑥(6) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品															
	フタル酸ジデシル (n-デシル、i-デシルを含む)	i-デシルは原料により(i)(ii)に分類する。 (i) 化合物の原料のイソノデカノールはC3留分より合成 (ii) 化合物の原料のイソノデカノールはC4留分より合成 ◎(PVC) 生肉包装用には使用できない															
	フタル酸ブチルベンジル	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない															
	フタル酸ジシクロヘキシル	◎(PVC) フタル酸エステルが、フタル酸として最終製剤中10%以下、室温を越えない用途に限定。															

1) Pl 物質名の範囲が限定されるもの。2) 品質制限は各種脂肪共通。● 個別に品質規格のあるもの。3) C使用可。制限なし。4-使用不可。5-▲用途制限。6無印：数字、添加量以下。7△熱容量以下。8▽移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10+その他。

可塑剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/ID	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
	フタルブタリルブチルグリコレート	(1) 平均厚み0.127mm(0.005in)以下 (2) 使用量43%以下 (3) 水性食品、乳製品およびその変性品(水中分散型エマルジョン)、表面に油脂の遊離のない乾燥固型食品に限定 (4) 空温を越えない用途															
	フタル酸ジイソニル																
	脂肪族二塩基酸エステル																
	アジピン酸ジイソブチル	次の食品にのみ使用可 (1) 水性食品 (2) 高含水性食品 (3) 乳製品およびその変性品 (4) アルコール性食品 (5) 脂肪性食品、油脂含量40%以下の食品に限る (6) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品															
	アジピン酸ジオクチル(2-エチルヘキシルを含む)	(1) 使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2) 使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3) 使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4) 使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定															
	アジピン酸ジイソニル																
	アジピン酸ジイソオクチル	次の食品にのみ使用可 (1) 水性食品 (2) 高含水性食品 (3) 乳製品およびその変性品 (4) アルコール性食品 (5) 脂肪性食品、油脂含量40%以下の食品に限る (6) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品															

①PLI物質名の範囲が限定されるもの。②品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。③使用可。制限なし。④使用不可。⑤△用途制限。⑥無印。数字、添加量%以下。⑦△燃焼量%以下。⑧▽移行量mg/kg以下。⑨▽溶出量ppm以下。⑩*その他。

可塑剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-I	BDP	E/TD	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA
	アジピン酸ジデシル (n-デシル, i-デシルを含む)	制限 i-デシルは原料により(i)(ii)に分類する。 (i)化合物の原料のイソデカノールはC3留分より合成 (ii)化合物の原料のイソデカノールはC4留分より合成															
	アジピン酸n-オクタチルn-デシル (C8, C10の脂肪族アルコールから作られたもの)	(1)使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2)使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4)使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定															
	アジピン酸ジ-n-アルキル (C6, C8, C10(主としてC8, C10)の脂肪族アルコールから作られたもの)	(1)使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2)使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4)使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定															
	アジピン酸ジ-n-アルキル (C7, C9アルキル基はオキソプロピレートα-オレフィンから誘導されるアルコールから作られたもの)	(1)使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2)使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4)使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定															

1. ①P物質名の範囲が限定されるもの。2. 品質制限は各樹脂共通。● 個別に品質規格のあるもの。3. ○使用可。制限なし。4. -使用不可。5. △用益制限。6. 無印: 数字、添加量%以下。7. △残存量%以下。8. ♣移行量mg/kg以下。9. ♣溶出量ppm以下。10. *その他。

可塑剤

No.	物質名	制限	PE	PP	PMP	PB-1	BDR	E/ID	PS	AS	ABS	PPE	PAN	FR	MS	PMMA	PA	
	アジピン酸ジ-n-アルキル (06~C10の脂肪酸アルコールから作られたもの)	(1)使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2)使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4)使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定																
	セバシン酸ジ-n-ブチル	◎(PVC)使用量は他の可塑剤と合計で35%以下																
	セバシン酸ジオクチル (n-オクタール, 2-エチルヘキシルを含む)	◎(PVC)シーリングガセット用は使用量2%以下。																
	アゼライン酸ジ-n-ヘキシル	(1)非脂肪性食品に限定 (2)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.077mm(0.003in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定																
	アゼライン酸ジ-2-エチルヘキシル	使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.077mm(0.003in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定																
	リン酸エステル	◎(PVC)使用量は他の可塑剤と合計で35%以下																
	リン酸ジフェニル-2-エチルヘキシル																	
	ヒドロキシ多価カルボン酸エステル																	
	アセチルクエン酸トリエチル																	
	アセチルクエン酸トリブチル																	
	アセチルクエン酸トリ-2-エチルヘキシル																	
	クエン酸トリブチル																	
	クエン酸モノジ, トリス, テリアリル																	

1)PL物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印:数字・添加量%以下。7△残存量%以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

